



# 島根県報

平成28年4月1日（金）

第2,789号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

指定代理納付者の指定	（政策企画監室）	2
介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務の委託の解除	（子ども・子育て支援課）	2
保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務の委託	（　　　　　）	3
平成27年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜	（畜産課）	3
土地改良区の定款変更の認可	（農村整備課）	3
保安林の指定	（森林整備課）	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（4件）	（中小企業課）	4
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	（　　　　　）	8
島根県土地利用基本計画の一部変更	（用地対策課）	10

### 【公 告】

家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催	（畜産課）	10
林業種苗法の規定による生産事業者の登録証の記載事項の変更の届出	（森林整備課）	11
公共測量の終了	（技術管理課）	11

### 【特定調達公告】

県政広報誌「フォトしまね」制作・配送業務に係る随意契約の相手方等	（広聴広報課）	12
柔道畳の調達に係る一般競争入札の実施	（保健体育課）	12

**告 示****島根県告示第250号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により次のとおり指定代理納付者を指定したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第30条の2の規定により告示する。

平成28年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

ヤフー株式会社

東京都港区赤坂九丁目7番1号

## 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入

ふるさと島根寄附金（ふるさと島根寄附条例（平成20年島根県条例第1号）第1条の寄附金をいう。）（指定代理納付者が提供するインターネットによる公金支払の方法により代理納入されるものに限る。）

## 3 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード

次に掲げる国際ブランドマークが付されたクレジットカード

(1) M a s t e r C a r d

(2) V I S A

(3) J C B

(4) D i n e r s C l u b

(5) A M E R I C A N E X P R E S S

## 4 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

**島根県告示第251号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成28年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
一般社団法人古和の里	居宅介護支援	居宅介護支援事業所 古和の里	浜田市三隅町下古和1362 番地7	平成28年4月1日

**島根県告示第252号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により、東京都千代田区麴町1-6-2社会福祉法人日本保育協会に委託していた保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務については、平成28年3月31日限りで当該委託を解除したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第2項及び第56条の2第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第253号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第165条の3第1項の規定により、保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務を平成28年4月1日から東京都千代田区麹町1-6-2社会福祉法人日本保育協会に委託したので、同令第158条第2項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第56条の2第1項の規定により告示する。

平成28年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第254号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による平成27年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

平成28年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品 種	検査成績
11367249781	福美5（2014子島黒1141013）	肉用牛 黒毛和種	1級

**島根県告示第255号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、八尾川以南土地改良区の定款変更を平成28年3月22日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第256号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成28年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林の所在場所

大田市大森町字休谷元寶珠寺上エ ホ239-1

## 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第257号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成28年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

グッディー斐川店 島根県出雲市斐川町神氷2855番地外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ウシオ 代表取締役 牛尾 篤史 島根県出雲市塩冶町2125番地1

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) グッディー斐川店

(変更後) グッディー斐川店

イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ウシオ 代表取締役 牛尾 尚正 島根県出雲市今市町609番地

(変更後) 株式会社ウシオ 代表取締役 牛尾 篤史 島根県出雲市塩冶町2125番地1

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ウシオ 代表取締役 牛尾 尚正 島根県出雲市今市町609番地

(変更後) 株式会社ウシオ 代表取締役 牛尾 篤史 島根県出雲市塩冶町2125番地1

(4) 変更の年月日

大規模小売店舗の名称：平成28年3月1日

大規模小売店舗を設置する者及び小売業を行う者の住所：平成21年9月1日

大規模小売店舗を設置する者及び小売業を行う者の代表者の氏名：平成28年3月1日

### 2 届出年月日

平成28年3月23日

### 3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工労働課（出雲市今市町70）

### 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
  - エ 意見の内容
  - オ 意見を述べる理由
- (3) その他
- 意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第258号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成28年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 1 届出の概要

#### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

グッディーウシオ北部店 島根県出雲市大津朝倉一丁目6番6号外

#### (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ウシオ 代表取締役 牛尾 篤史 島根県出雲市塩冶町2125番地1

#### (3) 変更した事項

##### ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ウシオ 代表取締役 牛尾 尚正 島根県出雲市今市町609番地

(変更後) 株式会社ウシオ 代表取締役 牛尾 篤史 島根県出雲市塩冶町2125番地1

##### イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ウシオ 代表取締役 牛尾 尚正 島根県出雲市今市町609番地

(変更後) 株式会社ウシオ 代表取締役 牛尾 篤史 島根県出雲市塩冶町2125番地1

#### (4) 変更の年月日

大規模小売店舗を設置する者及び小売業を行う者の住所：平成21年9月1日

大規模小売店舗を設置する者及び小売業を行う者の代表者の氏名：平成28年3月1日

### 2 届出年月日

平成28年3月23日

### 3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工労働課（出雲市今市町70）

### 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

#### (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

#### (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第259号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成28年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

Good Day by ushio 医大通店 島根県出雲市塩冶町2125番地1外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ウシオ 代表取締役 牛尾 篤史 島根県出雲市塩冶町2125番地1

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ウシオ 代表取締役 牛尾 尚正 島根県出雲市塩冶町2125番地1

(変更後) 株式会社ウシオ 代表取締役 牛尾 篤史 島根県出雲市塩冶町2125番地1

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ウシオ 代表取締役 牛尾 尚正 島根県出雲市塩冶町2125番地1

有限会社くすりのエイト 代表取締役 小畑 和則 島根県出雲市塩冶有原町五丁目39番地

(変更後) 株式会社ウシオ 代表取締役 牛尾 篤史 島根県出雲市塩冶町2125番地1

有限会社くすりのエイト 代表取締役 小畑 和則 島根県出雲市塩冶有原町五丁目39番地

藤間 政信 島根県出雲市今市町1299番地4

(4) 変更の年月日

大規模小売店舗を設置する者及び小売業を行う者の代表者の氏名：平成28年3月1日

小売業者の入店：平成23年7月14日

### 2 届出年月日

平成28年3月23日

### 3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工労働課（出雲市今市町70）

### 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 島根県告示第260号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成28年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

グッディー大田店 島根県大田市大田町大田字神田ロ930番2外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ウシオ 代表取締役 牛尾 篤史 島根県出雲市塩冶町2125番地1

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ウシオ 代表取締役 牛尾 尚正 島根県出雲市塩冶町2125番地1

(変更後) 株式会社ウシオ 代表取締役 牛尾 篤史 島根県出雲市塩冶町2125番地1

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ウシオ 代表取締役 牛尾 尚正 島根県出雲市塩冶町2125番地1

(変更後) 株式会社ウシオ 代表取締役 牛尾 篤史 島根県出雲市塩冶町2125番地1

(4) 変更の年月日

平成28年3月1日

### 2 届出年月日

平成28年3月23日

### 3 届出及び添付書類の縦覧場所

大田市産業振興部産業企画課（大田市大田町大田ロ1111）

### 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第261号

平成28年島根県告示第93号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成28年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル出雲白枝店 島根県出雲市白枝町字壺丁田419番1外29筆

2 意見の概要

	意 見	理 由
1	<p>工事に伴う工事車両の出入りの際に、タイヤ付着土砂、積載物の落下などにより道路・水路が汚損・破損しないよう注意すること。</p> <p>また、道路・水路が破損、汚損した場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、原形に復旧すること。</p> <p>なお、工事着手前に道水路管理者と道路面の状況等確認の立会いを行うこと。</p> <p>出入口3に関して、市道高松296号線の工事が必要な場合は、道水路管理者と協議すること。</p> <p>道路上に広告看板、のぼり旗等を設置しないこと。</p> <p>里道に、建物、塀などの構造物を設置しないこと。</p> <p>また、里道を駐車場にして、通行を妨げないこと。</p> <p>里道に損傷がないようにすること。</p> <p>開発道路の横断にあたっては、注意喚起を促すこと。</p>	<p>道路法第22条（工事原因者に対する工事施工命令等）及び道路法第58号（原因者負担金）による。</p> <p>道路法第24条（道路管理者以外の者の行う工事）による。</p> <p>道路法第32条（道路の占有の許可）による。</p> <p>出雲市普通河川道路等管理条例第3条（行為の禁止）による。</p>
2	<p>夜間から早朝（23時から6時）に行われる荷さばき作業による騒音について、通常行う騒音対策に合わせ、作業方法や工程等を工夫するなど徹底した騒音対策を行うこと。また、深夜・早朝に出入りする搬入車輛について、近隣住民の安眠を妨害することがないように経路や時間等について、検討・採用すること。</p> <p>長時間使用する室外機、受電設備等の稼動時に発生する騒音について、防音及び防振対策を講ずること。特に深夜から早朝にかけて、近隣住民の安眠を</p>	<p>周辺住民等の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。</p>

<p>妨害することがないよう、防音壁を設置するなど、必要な対策を講ずること。</p> <p>また、機器に異常が発生した場合は、速やかに修繕すること。</p> <p>敷地内に設置される照明により、周辺の住宅等に影響を与えないよう、設置及び運営にあたっては、十分に配慮すること。</p> <p>店舗に設置される排気施設について、排出される臭気が近隣住民の生活に支障を生じさせないよう、配置や構造に配慮すること。</p>	
<p>3</p> <p>開発区域周辺道において交通渋滞が発生しないよう公安委員会、各道路管理者等と協議のうえ対策を講ずること。</p> <p>車両が駐車場から道路へ出る際に、左右の安全確認が容易にできるよう十分な視界を確保すること。</p> <p>店舗北側（国道9号方面）からの出入りについては、出入口付近に誘導看板等を設置のうえ、交通事故防止、混乱防止等の措置を講ずること。</p> <p>店舗開店直後などの繁盛期には、適宜、交通整理員を配置するほか、臨時駐車場を確保するなど、十分な渋滞対策を講ずること。</p> <p>敷地内の「公衆用道路」と「開発道路」が交差する場所については、注意喚起・誘導看板や路面標示等の対策を講ずること。また、「公衆用道路」の利用が想定される地域住民に対し、通行する上での注意点等について必要な説明を行うこと。</p>	<p>国道9号のほか、店舗西側の市道においても通行車両が多いことが予想されることから、混乱・事故が生じないように対策を講じておく必要がある。</p> <p>店舗立地予定地周辺では、朝夕に限らず多くの歩行者・自転車の通行が見込まれる。よって、店舗駐車場から道路へ出る際の接触事故を防ぐため、出入口付近には高い壁・植樹等の設置を避け、安全確認が容易に出来る環境にしておく必要がある。</p> <p>また、駐車場から道路に進出する車両等に対し、標示等により停止を促す措置を十分に講ずる必要がある（駐車場が歩道に面しているため、出入口付近に歩道手前で停止を促す措置を講ずること）。</p> <p>右折（対向車通過）待ちの車両等による慢性的な交通渋滞や追突等の交通事故が発生しないよう、かつ、来客車両が計画されている進入・進出経路を通行するよう適切な案内看板・標示等の設置が必要である。</p> <p>平素より多くの来客が見込まれる際は、車両を停滞させることなく、円滑に進行させるため、適宜、交通整理員の配置が必要となる。</p> <p>また、既設の駐車スペースだけでは足りず、交通渋滞を招くおそれもあるため、臨機に必要な駐車スペースを適切な位置に確保し、渋滞緩和の措置を講ずる必要がある（臨時駐車場と店舗を結ぶ動線について、「道路幅員が狭い」・「歩道等により歩行者と車が分離されていない」等の事情がある場合は、必要に応じて、誘導員の配置や誘導看板の設置等を検討し、混乱や接触事故の発生を防止すること）。</p> <p>駐車場で「公衆用道路」が「開発道路」を横断する状況となっており、駐車場内を頻繁に人・車が移動する中、農耕車等が「公衆用道路」を通行することが想定される。駐車場内を移動する人・車は、農耕車等の走行を想定していないため、出会頭等交通事故の発生が懸念される。</p>

<p>周辺住民等から公害等に関する苦情があった場合には、誠心誠意対応し、その解消に向け努力すること。</p> <p>開店後も、実際の渋滞状況や交通安全諸問題の発生に応じて、必要な措置を継続して講じること。</p>	<p>よって、ハード面では「公衆用道路」と「開発道路」を視覚的に識別するため、また、人・車が誤って「公衆用道路」に進出しないための注意喚起・誘導看板や路面標示等を設置する必要がある。</p> <p>加えて、ソフト面では、「公衆用道路」の利用が想定される地域住民に対して、交通安全上の必要な説明を行い、理解と協力を求める必要がある。</p> <p>開店後、交通渋滞や交通安全等諸問題が発生した場合は、周辺地域の生活環境の保持のため、関係機関・団体等との連携を図るなど、迅速かつ適正な対処が必要である。</p>
--	---

## 3 縦覧場所

出雲市経済環境部商工労働課（出雲市今市町70番地）

## 4 縦覧期間

告示の日から1月間

## 島根県告示第262号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定による島根県土地利用基本計画を次に掲げる区域について変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定により公表する。

なお、変更後の島根県土地利用基本計画は登載を省略し、その関係書類を島根県土木部用地対策課並びに松江市役所、浜田市役所、江津市役所及び益田市役所に備え付け一般の縦覧に供する。

平成28年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

松江市、浜田市、江津市及び益田市の一部

**公****告**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定による家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催する。

平成28年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 開催場所

出雲市古志町3775 島根県畜産技術センター

## 2 開催期間

平成28年7月8日（金）から同年8月5日（金）まで

## 3 受講者の定員

6名程度

## 4 講習に係る家畜の種類

牛

5 講習の科目

(1) 学科

体内受精卵移植概論、受精卵の生理及び形態、体内受精卵の処理、受精卵の移植

(2) 実習

体内受精卵の処理、受精卵の移植

6 受講資格

家畜改良増殖法第16条第2項の規定に基づく牛の家畜人工授精に関する講習会の課程を修了してその修業試験に合格し、かつ、現場での実技経験の豊富な者で、家畜体内受精卵移植の業務を的確に実施するのに必要な知識及び技能を修得することができるもの。

また、免許取得後、家畜体内受精卵移植の業務に従事しようとする者

7 受講願書の提出期限

平成28年6月3日（金）

8 受講の手續

(1) 受講を希望する者は、平成28年5月20日（金）までに住所地を管轄する家畜保健衛生所にその旨を連絡すること。

なお、希望者数が受講人員を超えたときなど、調整を行う場合がある。

(2) 調整の結果、受講が内定した者は、受講願書に受講資格を有することを証明する書類（修業試験合格証の写し又は家畜人工授精師免許証の写し）を添えて家畜保健衛生所の長を経由して、知事に提出すること。

9 受講者の決定

知事は、受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。

10 受講手数料

31,800円に相当する島根県収入証紙を受講願書の所定の欄に貼り付けること。

11 その他

この講習会の受講についての問合せは、松江市殿町1番地、島根県農林水産部畜産課（0852-22-6951）又は最寄りの家畜保健衛生所にすること。

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定により、次の生産事業者から登録証の記載事項の変更の届出があったので、同法第16条第2項の規定により公告する。

平成28年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容					変更年月日
		変更前 後の別	種 穂		苗 木		
			採 取	精 選	幼苗の育成	幼苗以外の 苗木育成	
66	伊藤 耕治 安来市荒島町2373	前			○	○	平成26年12月24日
		後	○		○	○	

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成28年3月11日に終了した旨浜田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告

する。

平成28年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳図データ作成）
- 2 作業期間  
平成27年6月25日から平成28年3月11日まで
- 3 作業地域  
浜田市

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 役務の名称及び数量  
県政広報誌「フォトしまね」制作・配送業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県政策企画局広聴広報課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成28年3月16日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社山陰中央新報社 代表取締役社長 松尾 倫男 島根県松江市殿町383番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
54,064,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成28年4月1日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達件名及び数量  
柔道畳 996枚
  - (2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期日

平成28年7月26日（火）

(4) 納入場所

島根県立浜山体育館 島根県出雲市大社町北荒木1868番地10

島根県立大社高等学校 島根県出雲市大社町北荒木1473番地

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「6 図書・教材類」、中分類「(3)運動用具・レジャー用品」に登録されている者であること。

(4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(5) 本公告に示した物品の納入が十分に可能である者であること。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局（問合せ先）

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎1階

島根県教育庁保健体育課

電話 0852-22-5926

ファクシミリ 0852-22-6767

(2) 入札説明書の閲覧期間及び閲覧方法

平成28年4月1日（金）から同月25日（月）までの間、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載するので、入札の参加を希望する者は、本公告掲載のホームページの「入札説明書閲覧申請書」に必要事項を記入及び押印の上、ファクシミリで(1)の担当部局へ送付すること。

(3) 入札書の提出期限等

日時 平成28年5月19日（木）午前10時まで（郵便入札にあつては、平成28年5月19日（木）午前9時必着）

場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室（郵便入札にあつては、(1)の場所）

(4) 開札の日時及び場所

日時 平成28年5月19日（木）午前10時から

場所 島根県松江市殿1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積った契約金額の100分の5以上を入札時に納付しなければならない。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格確認申請書を3(1)の場所に平成28年5月9日(月)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められて場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、1回を限度とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be supplied : 996 sheets of Judo tatami, Desired Date of Delivery : July 26th, 2016

Delivery Location : Shimane Prefectural Hamayama Gymnasium 1868-10 Kitaaraki, Taisha-cho, Izumo-shi, Shimane-ken Shimane Prefectural Taisha High School 1473 Kitaaraki Taisha-cho, Izumo-shi, Shimane-ken

- (2) Deadline for Tender : 10 : 00 a.m. on May 19th, 2016 (Applications by mail must arrive at the location mentioned above by 9 : 00 a.m. on May 19th, 2016)

- (3) Please send tender and all information to : C/O Health and Physical Education Division, Shimane Prefectural Board of Education 1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8502

Telephone : 0852-22-5926